

社会福祉法人大洲育成園 感染対策指針

社会福祉法人大洲育成園は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策、集団感染事例発生時の適切な対応等の施設・事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル、感染症業務継続計画（BCP）、法人内規程及び社会的規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策、集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、利用者及び職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援に係る感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ニ) 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行う。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例又は感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや感染症業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等の発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応など
- ③ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染症業務継続計画（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のために速やかに報告を行う。
 - イ) 嘱託医

大洲育成園	澤井 尚医師(澤井耳鼻咽喉科)	TEL0893-24-2510
	※ 嘱託医未設置の為、法人理事長へ連絡	
大洲市立大洲学園	清水 英範医師(神南診療所)	TEL0893-25-7720
	清水 秀明医師(平成病院)	TEL0893-24-2138
 - ロ) 保健所：愛媛県南予地方局八幡浜保健所 TEL0894-22-0600
 - ハ) 指定権者：愛媛県南予地方局地域福祉課 TEL0895-28-6106
 - ニ) その他：各施設・事業所で報告が必要になる機関
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染症業務継続計画（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」を速やかに行う。
 - イ) 大洲育成園法人本部
 - ロ) 各施設・事業所より関連する利用者の家族

3. 当該指針の閲覧について

この指針は施設内に掲示し、いつでも閲覧できるようにすると共に、当法人のホームページにも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

<附則>

本方針は、令和6年1月12日から施行する。

本方針は、令和6年4月1日から施行する。